

平成31年度事務分配等規程

平成30年12月14日

奈良地方裁判所

平成31年1月15日一部改正

平成31年3月15日一部改正

奈良地方裁判所及び管内簡易裁判所の平成31年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

第1 本庁及び支部

第1条（本庁における部の設置）

本庁に第一民事部及び第二民事部並びに刑事部を置く。

第2条（裁判官の配置及び開廷の日割）

本庁各部及び各支部の裁判官の配置並びに開廷の日割を別表第1のとおり定める。ただし、本庁各部及び各支部における開廷の日割の詳細については、当該部及び支部の裁判官の申合せにより定める。

第3条（本庁における裁判事務の分配）

1 民事事件（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」による損害賠償命令申立事件を除く。）は、第一民事部又は第二民事部に次のとおり分配する。

(1) 第一民事部には、第一民事部及び第二民事部の協議により第一民事部で審理するのを相当とした事件を分配し、それ以外の事件を第二民事部に分配する。

(2) 第二民事部における具体的な分配については、民事部全体の裁判官の申合せにより定める。

2 刑事事件は、次のとおり分配する。

(1) 次に掲げる事件の処理は、全裁判官の申合せにより定める裁判官が担当す

る。

ア 各種令状請求

イ 起訴前及び第1回公判期日前の勾留に関する処分

ウ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第5章及び第6章の保全請求及びこれらの処分に付随する処分を求める申立て

エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第34条第1項前段及び第60条第1項前段の鑑定入院命令

オ 被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分

カ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく臨検捜索許可状

キ 休日（裁判所の休日に関する法律第1条に規定する裁判所の休日をいう。）に申し立てられた刑事訴訟法第429条による準抗告事件

（2）「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」による損害賠償命令申立事件は、同法第23条第1項により刑事部に分配する。

（3）医療観察法による次に掲げる事件は、次のとおり分配する。

ア 処遇事件（医療観察法第33条第1項、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。）並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する審判の手続等に関する規則（以下「医療観察規則」という。）第51条第1項、同条第2項及び第85条第1項による各申立事件は、刑事部に分配する。

イ 医療観察法第68条第2項本文及び第71条第2項後段による差戻事件は、第二民事部の裁判官（未特例判事補を除く。）及び刑事部の裁判官

(未特例判事補に限る。) で合議体を構成する。ただし、原審において、医療観察法第41条第1項の合議体による裁判所で行う旨の決定がされているときは、第二民事部に分配する。

(4) 次に掲げる事件は、第二民事部に分配する。

- ア 刑事訴訟法第262条による付審判請求事件
- イ 刑事部で裁判所を構成することができない差戻事件及び再審請求事件
- ウ 刑事訴訟法第429条による準抗告事件のうちその本案が刑事部の合議体で取り扱われるもの
- エ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第35条第1項、第42条第1項及び第94条第1項による各異議の申立事件並びに第41条第2項の規定により送付された事件及び第43条第2項により通知を受けた事件

(5) (1)から(4)までに定める事件以外の刑事事件は、刑事部に分配する。

(6) (1)の事件を除き、第二民事部及び刑事部における刑事事件の具体的な分配については、民事部全体及び刑事部の裁判官の申合せにより定める。

3 除斥、忌避及び刑事の回避事件は、次のとおり分配する。

第一民事部又は第二民事部における裁判官等の除斥事件及び忌避事件並びに第二民事部における回避事件は、刑事部に分配し、刑事部における裁判官等の除斥事件、忌避事件及び回避事件は、第二民事部に分配する。

第4条 (支部及び本庁と支部等間における裁判事務の分配)

- 1 各支部における裁判事務の分配は、当該支部の裁判官の申合せにより定める。ただし、各支部における前条第2項の(1)のアからキまでに定める事件については、全裁判官の申合せにより定める。
- 2 葛城支部及び五條支部における消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に定める事件は、本庁において取り扱う。
- 3 次に掲げる各支部における刑事の差戻事件及び再審請求事件は、本庁において取り扱う。

(1) 葛城支部における差戻事件及び再審請求事件のうち、同支部で裁判所を構成することができない事件

(2) 五條支部における差戻事件及び再審請求事件

4 各支部及び各簡易裁判所における刑事訴訟法第429条による準抗告事件は、刑事部において取り扱う。ただし、葛城支部及び葛城簡易裁判所における準抗告事件については、葛城支部において合議体を構成できるときは、この限りでない。

5 五條支部及び各簡易裁判所(葛城を除く。)における裁判官等の除斥事件、忌避事件及び刑事の回避事件は、民事事件にあっては第二民事部において、刑事事件にあっては刑事部においてそれぞれ取り扱う。

第5条（調停主任）

本庁民事部及び支部配置の裁判官（未特例判事補を除く。）を民事調停法第7条第1項の調停主任に指定する。

第6条（労働審判官）

本庁民事部配置の裁判官（未特例判事補を除く。）を労働審判法第8条の労働審判官に指定する。

第7条（事件の回付）

1 関連事件が本庁と支部若しくは支部を異にして係属しているとき又は本庁の部を異にして係属しているときは、当該部の部総括裁判官若しくは当該支部の支部長又は当該裁判官が協議して、これをそのいずれかに集めることができる。

2 管轄区域の定めに応じて提起等された事件について、本庁に係属する事件を本庁で処理することが相当でないとき又は支部に係属する事件を当該支部で処理することが相当でないときは、当該部の部総括裁判官若しくは当該支部の支部長又は当該裁判官が協議して、本庁に係属する事件を支部に、支部に係属する事件を本庁又は他の支部に移すことができる。

3 管轄区域の定めに反して提起等された事件について、同事件を本来審理すべ

き本庁又は他の支部に移すことができる。

第8条（回付すべき事件の自庁処理）

支部において処理すべき民事事件が本庁若しくは他の支部に係属した場合又は本庁において処理すべき民事事件が支部に係属した場合であって、その事件を処理するために特に必要と認めるときは、事件の係属した当該部又は当該支部は、その事件を回付することなく自ら処理することができる。

第9条（裁判官に差し支えのあるときの代理順序）

- 1 本庁各部及び各支部の裁判長又は裁判官に差し支えのあるときの代理順序を別表第2のとおり定める。
- 2 本庁において、第一民事部に差し支えのあるときは、第二民事部が代理し、第二民事部又は刑事部に差し支えのあるときは、相互に代理する。

第10条（司法行政事務の代理順序）

- 1 所長に差し支えのあるときは、本庁の部の事務を総括する裁判官が席次に従い代理する。
- 2 本庁の部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、その部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理する。
- 3 葛城支部の支部長に差し支えのあるときは、同支部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理する。
- 4 五條支部の支部長に差し支えのあるときは、葛城支部の裁判官（未特例判事補を除く。）が席次に従い代理する。

第2 管内簡易裁判所

第11条（裁判官の配置及び開廷の日割）

- 1 各簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷の日割を別表第3のとおり定める。
- 2 各簡易裁判所における次の処分については、各簡易裁判所の裁判官が相互に填補する。
 - (1) 被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分

(2) 第1回公判期日前の勾留に関する処分（第1回公判期日前の接見等禁止、同取消、勾留取消、保釈、同取消、勾留執行停止、同取消等を含む。）

第12条（裁判事務の分配）

各簡易裁判所における裁判事務の分配を別表第4のとおり定める。

第13条（調停主任）

各簡易裁判所配置の裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任に指定する。

第14条（裁判官に差し支えのあるときの代理順序）

各簡易裁判所の裁判官に差し支えのあるときにこれを代理する者の順序を別表第5のとおり定める。

第15条（司法行政事務の代理順序）

各簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときにこれを代理する者の順序を別表第6のとおり定める。

第3 梯則

第16条 代理又は代行をすべき裁判官が定まっていないときは、常任委員会の指名する裁判官が代理又は代行する。

第17条 緊急の必要のため、前条までの定めによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理又は代行する。

附 則

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

この定めは、平成31年1月16日から施行する。

この定めは、平成31年3月25日から施行する。

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (本庁及び支部の裁判官の配置及び開廷の日割)

1 本 庁

第一民事部 (月曜日)

裁判長 裁判官 (所長)	大島 真一
裁判官	岩崎 邦生
裁判官	重田 純子
裁判官	中山 登
裁判官	糸賀 陸理

第二民事部 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁判長 裁判官 (総括)	島岡 大雄
裁判官	永谷 幸恵
裁判官	藤本 ちあき
裁判官	井上 直樹
裁判官	織田 佳代
裁判官	佐々木 健詞
裁判官	上原 美也子

刑事部 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁判長 裁判官 (総括)	岩崎 邦生
裁判官	重田 純子
裁判官	中山 登
裁判官	糸賀 陸理

2 支 部

葛城支部 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁判長 裁判官 (支部長)	奥田 哲也
裁判官	檜皮 高弘
裁判官	島村 雅之

(別紙)

裁 判 官 西 前 ゆう子

裁 判 官 寺 村 隼 人

五條支部（月，火，水曜日）

裁 判 官（支部長） 西 前 征 志

別表第2(裁判官に差し支えのあるときの代理順序)

(本庁 民事部)

事 件 種 別		差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序
合議事件	1 第1民事部及び第2民事部の協議により、第1民事部で審理するのを相当とした事件	第1民事部	裁判長に差し支えがある場合は、第1民事部所属の裁判官(未特例判事補を除く。)が別表第1の順序により代理する。
	2 上記以外の合議事件	第2民事部	裁判長に差し支えがある場合は、藤本裁判官、井上裁判官の順で代理する。
3 (合議以外の事件) (1) 民事通常訴訟事件 (2) 手形・小切手事件 (3) (1)及び(2)の各事件の再審事件 (4) 共助事件 (5) 労働審判異議申立てによる民事通常訴訟事件 (6) 刑事損害賠償命令申立事件の民事訴訟手続への移行又は異議申立て後の事件 (7) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第46条に基づく異議の申立て事件	(1係) 島岡裁判官	井上裁判官	
	(4係) 藤本裁判官	井上裁判官	
	(5係) 井上裁判官	藤本裁判官	
4 労働審判事件	島岡裁判官	井上裁判官	
	井上裁判官	島岡裁判官	
5 配偶者暴力等に関する保護命令事件	藤本裁判官	織田裁判官	
	織田裁判官	藤本裁判官	
6 調停事件	島岡裁判官	織田裁判官	
7 (一) 担保取扱事件を含む。 保全消滅事件	(1) 要審尋事件 (知的財産権に関する事件・労働仮処分事件等)	島岡裁判官	井上裁判官
	(2) 保全異議・取消事件(再審事件を含む。)	井上裁判官	島岡裁判官
	上記以外の事件	佐々木裁判官 上原裁判官	上原裁判官 佐々木裁判官
8 民事執行事件	(1) 不動産開始決定、現況調査命令、評価命令、債権執行(執行当番)	佐々木裁判官 上原裁判官	上原裁判官 佐々木裁判官
	(2) (1)及び(3)を除く執行事件全般、執行異議、執行抗告	島岡裁判官 島岡裁判官	藤本裁判官 井上裁判官
	(3) 債権配当手続	島岡裁判官 上原裁判官	上原裁判官 島岡裁判官
	9 企業担保	島岡裁判官	織田裁判官

10 破産事件	(1) 管財事件、但し、(2)で佐々木裁判官に配てんされた事件が管財移行した場合、佐々木裁判官が引き続き同事件を担当する。	島岡裁判官	藤本裁判官
		藤本裁判官	島岡裁判官
(2) 同時廃止事件	井上裁判官	島岡裁判官	
	佐々木裁判官	井上裁判官	
	島岡裁判官	井上裁判官	
11 会社更生事件	島岡裁判官	藤本裁判官	
12 民事再生事件	(1) 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件	藤本裁判官	島岡裁判官
		島岡裁判官	藤本裁判官
	(2) (1)を除く事件	島岡裁判官	藤本裁判官
13 会社整理・特別清算	藤本裁判官	織田裁判官	
14 商事過料事件	井上裁判官	織田裁判官	
15 簡易確定手続事件及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第46条に基づく異議の申立て事件に付随する執行停止事件(ただし、執行停止事件が異議後の訴訟事件の第1回口頭弁論期日終了後に申し立てられた場合には、異議後の訴訟事件の係属係に配付する。)	島岡裁判官	藤本裁判官	
	藤本裁判官	島岡裁判官	
16 その他の非訟事件	井上裁判官	織田裁判官	
17 民事雑事件	起訴前の証拠保全事件	佐々木裁判官	上原裁判官
	その他事件	上原裁判官	佐々木裁判官

(本庁 刑事部)

差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序	
合議事件担当裁判官	裁判長に差し支えがある場合は、重田裁判官、中山裁判官の順で代理する。	
単独事件担当裁判官	重田裁判官、中山裁判官に差し支えがある場合は、相互に代理し、代理すべき裁判官に差し支えがある場合は、岩崎裁判官が代理する。 岩崎裁判官に差し支えがある場合は、重田裁判官、中山裁判官の順で代理する。	刑事部配置の裁判官に差し支えがあるときは、井上裁判官、藤本裁判官の順で代理する。

事 件 種 別	代理すべき裁判官及び代理順序
「刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雑事件に該当するもの」のうち、第1回審理期日前に申し立てられた訴えの提起前における証拠収集の申立事件、証拠保全の申立事件	(本庁民事部の事件種別番号16と同じ)

(葛城支部)

差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序	葛城支部配置の裁判官に差し支えがあるときは、重田裁判官、藤本裁判官、中山裁判官の順で代理する。
合議事件担当裁判官	裁判長に差し支えがある場合は檜皮裁判官、島村裁判官	
単独事件担当裁判官 ※		
奥田裁判官	檜皮裁判官、島村裁判官、西前ゆう子裁判官	
檜皮裁判官	島村裁判官、西前ゆう子裁判官、寺村裁判官	
島村裁判官	西前ゆう子裁判官、寺村裁判官、奥田裁判官	
西前ゆう子裁判官	寺村裁判官、奥田裁判官、檜皮裁判官	
寺村裁判官	奥田裁判官、檜皮裁判官、島村裁判官	

(五條支部)

差し支えのある部又は裁判官	代理すべき裁判官及び代理順序
西前征志裁判官	檜皮裁判官、西前ゆう子裁判官、寺村裁判官、島村裁判官

※ 代理すべき裁判官が未特例判事補の場合は、裁判所法27条1項に定める1人で裁判をすることができる場合に限る。

別表第3 (管内各簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷の日割)

1 奈良簡易裁判所 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁判官 (司法行政事務掌理者)	和田義夫
裁判官	島岡大雄
裁判官	岩崎邦生
裁判官	永谷幸恵
裁判官	藤本ちあき
裁判官	井上直樹
裁判官	織田佳代
裁判官	重田純子
裁判官	中山登
裁判官 (代行)	奥田哲也
裁判官 (代行)	檜皮高弘
裁判官 (代行)	島村雅之
裁判官 (代行)	西前ゆう子
裁判官 (代行)	寺村隼人
裁判官 (代行)	西前征志
裁判官	中川雅章
裁判官 (代行)	米山正明
裁判官 (代行)	小山敏幸

2 葛城簡易裁判所 (月, 火, 水, 木, 金曜日)

裁判官 (司法行政事務掌理者)	奥田哲也
裁判官	檜皮高弘
裁判官	島村雅之
裁判官	西前ゆう子
裁判官	寺村隼人

裁判官 米山正明
裁判官 小山敏幸

3 宇陀簡易裁判所（火曜日）

裁判官 米山正明
裁判官（代行） 小山敏幸

4 五條簡易裁判所（月，火，水，木，金曜日）

裁判官（司法行政事務掌理者） 西前征志
裁判官 小山敏幸
裁判官（代行） 米山正明

5 吉野簡易裁判所（金曜日）

裁判官 西前征志
裁判官（代行） 檜皮高弘

別表第4(裁判事務の分配)

		奈良簡易裁判所	葛城簡易裁判所	宇陀簡易裁判所	五條簡易裁判所	吉野簡易裁判所
民事	訴訟	和田中川 裁判官	米山山 裁判官	米山 裁判官	西前征志 裁判官	西前征志 裁判官
	訴訟以外	和田中川 裁判官	米山山 裁判官	米山 裁判官	西前征志 小山 裁判官	
刑事	公判	和田 裁判官	奥田 裁判官	米山 裁判官	西前征志	西前征志
	略式不相当	和田中川 裁判官			西前征志 裁判官	西前征志 裁判官
	正式裁判請求	和田 裁判官	全裁判官の申合せにより定める裁判官	米山 裁判官	西前征志 裁判官	西前征志 裁判官
	略式	和田 裁判官			西前征志 裁判官	西前征志 裁判官
	略式(交通切符を除く)	中川 裁判官			西前征志 裁判官	西前征志 裁判官
	各種令状請求	全裁判官の申合せにより定める裁判官	米山 裁判官	全裁判官の申合せにより定める裁判官	西前征志 裁判官	西前征志 裁判官
	被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分				西前征志 裁判官	西前征志 裁判官
	起訴前及び第1回公判期日前の勾留に関する処分等			米山 裁判官	西前征志 裁判官	西前征志 裁判官
	児童虐待の防止等に関する法律に基づく臨検搜索許可状	全裁判官の申合せにより定める裁判官				
	刑事訴訟法第179条, 第226条, 第227条による請求	和田 裁判官	米山 小山 裁判官	米山 裁判官	西前征志 小山 裁判官	西前征志 裁判官
	その他		米山 小山 裁判官	米山 裁判官	西前征志 小山 裁判官	西前征志 裁判官
	略式					

別表第5(裁判官に差し支えのあるときの代理順序)

		代理すべき裁判官及びその代理順序
奈良簡易裁判所	和田裁判官	中川裁判官 永谷裁判官
	中川裁判官	和田裁判官 永谷裁判官
葛城簡易裁判所	奥田裁判官	檜皮裁判官 島村裁判官 西前ゆう子裁判官
	檜皮裁判官	島村裁判官 西前ゆう子裁判官 寺村裁判官
	島村裁判官	西前ゆう子裁判官 寺村裁判官 小山裁判官
	西前ゆう子裁判官	寺村裁判官 小山裁判官 米山裁判官
	寺村裁判官	小山裁判官 米山裁判官 奥田裁判官
	米山裁判官	小山裁判官 奥田裁判官 檜皮裁判官
	小山裁判官	米山裁判官 奥田裁判官 島村裁判官
宇陀簡易裁判所	米山裁判官	小山裁判官
五條簡易裁判所	西前征志裁判官	小山裁判官 米山裁判官
	小山裁判官	西前征志裁判官 米山裁判官
吉野簡易裁判所	西前征志裁判官	檜皮裁判官

別表第6(司法行政事務の代理順序)

簡 易 裁 判 所	代理すべき裁判官及びその代理順序
奈良簡易裁判所	島 岡 裁判官 岩 崎 裁判官
葛城簡易裁判所	檜 皮 裁判官 島 村 裁判官 西前ゆう子 裁判官
宇陀簡易裁判所	小 山 裁判官
五條簡易裁判所	小 山 裁判官
吉野簡易裁判所	檜 皮 裁判官